

保護者殿

与那原町立与那原中学校

学校感染症と出席停止解除について

お子様が、下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条の規定により他の生徒に感染するおそれがある間は登校することができません。この間は出席停止となり、欠席扱いにはなりません。医師の指示を守って療養させて下さい。

なお、出席停止の期間は下記の表が目安となります。

※主治医に完治の確認がとれましたら、保護者にて下記の「学校感染症等治癒報告書」を記入し本人に待たせ登校させて下さい。

※「診断書」・「治癒証明書」等の提出は不要です。

<主な学校感染症>

病名	出席停止期間の基準	提出書類
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がって2日を経過するまで	下記の 「学校感染症 等治癒報告書」
麻疹（はしか）	熱が下がって3日を経過するまで	
風疹（3日はしか）	発疹がすっかり消えるまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての水疱がかさぶたになるまで	
流行性耳下腺炎	耳の下の腫れがひくまで	
百日咳	特有の咳がなくなるまで	
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
その他（ ）		

「学校感染症等治癒報告書」

与那原町立与那原中学校
校長 東江 功子

年 組 氏名

診断名

診察を受けた医療機関名

出席停止の期間 平成 年 月 日 ～ 月 日まで

上記の疾患については治癒しており、他への感染のおそれがなく登校しても差し支えないことを主治医に確認しましたので、報告致します。

平成 年 月 日

保護者名 印